



小規模特認校における教育課程経営の予備的考察： 自然体験学習の展開を事例に

長尾，悠里

(Citation)

教育科学論集, 24:45-50

(Issue Date)

2021-02-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0042455>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0042455>



小規模特認校における教育課程経営の予備的考察

—自然体験学習の展開を事例に—

A Preliminary Study of Curriculum Management in a Specially Chartered School

長 尾 悠 里*

NAGAO Yuuri

(*人間発達環境学研究科・博士課程後期課程大学院生)

キーワード：小規模特認校制度 Specially Chartered School、教育経営課程 Curriculum Management、自然体験学習 Nature Experience Learning

はじめに

2016 年の中教審答申以降、教育課程経営（カリキュラム・マネジメント）が注目を集めている。それによると、教育課程経営とは、各校の児童・生徒の姿や地域の実情を踏まえながら、各校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきつつ、教育課程を編成・実施・評価・改善していくことを指す¹。これまでは教育課程の基盤が学習指導要領によって強固に提示されること等を背景にして、各校が教育内容を独自に構想するよりも、授業内に所定の内容全部を伝えられるかに焦点が置かれてきたとも指摘されている²。もとより、こうした状況を転換するために上記答申も出されたわけだが、多くの学校において今なお教育課程経営は本格化しておらず、その実現の手がかりや萌芽の所在を解明することが重要な課題になっている。そのような状況において特に注目されるのが、小規模特認校である³。

小規模特認校は、通学区域内の児童・生徒に加えて、通学区域外に居住する児童・生徒も受け入れることが可能である。これを通学区域外に居住する児童・生徒やその保護者から見れば、近隣の学校にはない何らかの魅力がなければ、通学に時間・手間の掛かる小規模特認校は選択されにくい。そこで、多くの小規模特認校では、独自の教育課程による他校との差異化が試みられてきた。例えば、久保は小規模特認校の先進事例の紹介の中で教育課程に触れ（久保 2015a, 2016）、さらに、小規模特認校の児童・生徒数増加や子どもの学びを促す要件の一つとして、高い水準で実践される教育課程を挙げている（久保 2015b）⁴。また、長谷・斎尾（2009）では、各校で行われる独自の教育活動を、地

域固有の資源を活用しているか否かによって「学校単独実施型」と「地域資源活用型」に分類し、さらに各校の立地特性と照らし合わせることで、立地条件によって、特色ある教育活動、言い換えれば「売り」となる教育課程の内容が変化することを示している⁵。

以上の先行研究は、小規模特認校では、同制度の導入を契機として、学校や地域の特性を踏まえながらの教育課程の編成や評価、改善、すなわち教育課程経営の萌芽が生成し得る可能性を示唆している。しかし、小規模特認校における教育課程経営を中心的テーマとして扱った研究は、管見の限りみられない。そこで本稿では、A 県 B 市 X 地区の B 市立 X 小学校・同立 X 中学校における自然体験学習を例に、小規模特認校における教育課程経営の萌芽について考察する。その際、小規模特認校制度導入前からの自然体験学習の展開を踏まえた上で、導入後の展開を確認することにより、小規模特認校制度から見える教育課程経営の可能性を探る。それによって、教育課程経営研究、とりわけ小規模特認校の教育課程経営を論じる上での予備的考察として、今後の研究における着眼点を提示することを目指す。

1. 調査方法・対象校の概要

本稿は、上記各校の関係者を対象として 2018 年度に行ったインタビュー調査を中心に、2017~2019 年度に行われた学校行事・イベントの参与観察や、新聞記事・行政資料の分析結果を基にしている。そのため、本稿における分析も 2017~2019 年度の情報に基づく⁶。

以下では、これらの調査等に基づき、対象地区である X 地区

¹ 中央審議会答申 2016 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審第 197 号）

² 例えば、山下晃一 2021 「社会に開かれた教育課程—カリキュラム・マネジメントと「地方創生」」石井英真編著『流行に踊る日本の教育』東洋館出版社 pp.257-280。

³ 特認校制は、従来の通学区域を残した上で通学区域外に居住する者の通学を認める制度の総称であり、その中でも小規模校を対象としたものを小規模特認校制度と呼ぶ。

⁴ 久保富三夫 2015a 「「小規模特認校」制度の先進事例に関する調査研究」『和歌山大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第 24 号別冊, pp.39-50。久保富三夫 2015b 「小規模特認校制度の教育的意義とその実

現のための要件に関する研究」『人間科学部研究年報』（帝塚山学院大学）第 17 号, pp.32-46。久保富三夫 2016 「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究（そのⅡ）—地域住民の学校教育活動への参加と地域振興の視点から—」『立命館教職教育研究』特別号, pp.55-64。

⁵ 長谷夏哉・斎尾直子 2009 「小規模小学校における特色ある学校運営を通じた地域づくり活動への展開と課題—全国の小規模特認校制度を活用した学校運営事例を対象として—」『日本建築学会計画系論文集』第 74 巻第 642 号, pp.1751-1758。

⁶ 最新年度である 2020 年度の情報をいかなかった理由として、現地調査時期による理由のほか、当該年度は教育課程経営において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が強くみられることも挙げられる。

と、対象校であるX小学校・X中学校の概要を説明する。

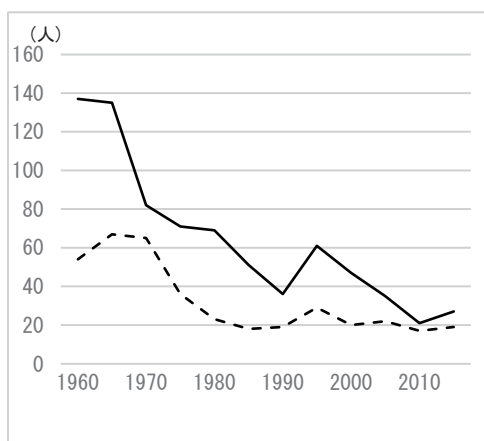


図1 X小・中の児童・生徒数推移

出典：全国学校総覧（5年度間隔で筆者作成）
実線はX小児童数、破線はX中生徒数

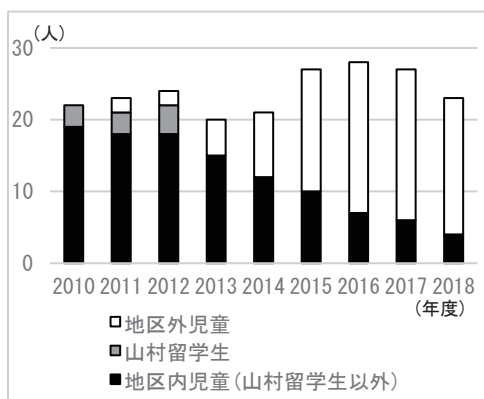


図2 居住地別児童数内訳

出典：X小提供資料を基に筆者作成

X地区が位置するB市は、2003年4月に、X地区（旧X村）含む6町村の合併によって誕生した。X地区を除く5地区（旧5町村）は、A県中心部に広がる盆地の一角を占めており、平坦な土地特性を生かした耕作地が広がっている。さらに、A県の県庁所在地にも通勤可能な距離であることから、郊外住宅地としての性格も有し、病院、商店などの生活関連施設も点在している。人口も顕著な減少傾向は見られず、多くの学校では規模が保たれている。

一方、X地区は盆地を取り囲む山岳地帯に位置し、域内の多くを山林が占め、住宅や住民向けの施設は斜面地や川沿いのわずかな平地に広がっている。また、地区内に広がる山岳を生かした観光産業が盛んであり、民宿など関連施設が数多く立地してい

る一方、病院や商店は域内にない。人口も減少傾向が続いており、少子化も進行している。久保（2015b）は、同一自治体内の他の地域と環境が大きく異なり、さらに他校が概して大規模校であることを同制度の成功条件の一つとして挙げている⁷。X地区も他地区と地域特性が大きく異なり、なおかつX地区以外の学校は比較的規模が保たれていることから、X小・中の小規模特認校制度は先述の条件を満たしているといえる。

本稿で取り上げるB市立X小学校（以下、X小）と同X中学校（以下、X中。また、双方をまとめて指すときはX小・中と表記する）は、市役所サービスセンターや交流施設を含む、X地区の中心部に所在する。X小は支校時代から数えて140年以上、X中も70年以上の歴史をもつ学校である。1960年度以降の児童・生徒数を全国学校総覧で確認すると、ピークである1960年代には、X小約140名、X中約70名の児童・生徒数を誇っていたが、その後はX地区の人口減を受ける形で減少し続けた。それを受けて、X小・中では1994年度から山村留学生の受入れを開始し、その結果、一時的に児童・生徒数は増加する。しかし、その後、児童・生徒数が増加傾向に転じることはなく、山村留学事業も2012年度末をもって終了した。

B市では、X小・中も含めた各校の通学区域を定めており、X小・中の通学区域はX地区とされている⁸。一方で、B市では2004年度から同規則によって、X小・中に限って市内全域からの通学を認めている⁹。すなわち、この時からX小・中は小規模特認校制度を導入していたといえる¹⁰。しかし、それ以降も児童・生徒数の顕著な増加は見られず、X小・中が小規模特認校であることが十分に認知されていなかった。そこで、B市教育委員会（以下、市教委）主導の下、2013年度からの英会話科の推進や、それに先立つ2012年度秋からの小規模特認校制度の宣伝強化によって、X小・中の児童・生徒数確保が積極的に試みられるようになる¹¹。その結果、X地区内に居住する児童・生徒数が減少する一方、X地区外から通学する児童・生徒数が大幅に増加し、その結果、児童・生徒数の減少傾向に歯止めがかかっている状態が現在まで続いている（図1、2）。

市教委によれば、X小・中の小規模特認校制度は、11月上旬に行われるX小・中の学校説明会の情報と併せて、毎年秋に市の広報誌で宣伝されているほか、市内にある他の小・中学校や公共施設においてチラシを配布しているという¹²。学校説明会から入学・転校に至るスケジュールは、図3の通りである。また、X小・中によれば、制度上はB市全域からの通学が認められているものの、実際には、B市中心部からX地区へ向かうバス路線の沿線に居住する児童・生徒が多いという。これは、バスによる登校が認められていること、特にX小において、登校時は最寄りのバス停まで保護者が送迎することを条件としていることが

⁷ 前掲註4)

⁸ B市教育委員会規則第13号「B市立小中学校児童生徒の通学区域を定める規則」

⁹ 前掲註8）第3条第11項

¹⁰ ただし、小規模特認校制度導入にあたっての行政資料は現存していない。そのため、今後インタビュー調査等によって、小規模特認校制度導

入時の議論等を解明していく必要がある。

¹¹ 英会話科は、2013年度からの教育課程特例校への指定に伴うもの。なお、2019年度以降は指定を受けていないものの、宣伝において引き続き、自然体験学習と併せて英語活動を特色として挙げていることが、広報誌から確認できる。

¹² 筆者も、B市立図書館にチラシが置かれていることを確認した。

理由として挙げられる。X小・中や地区外に居住する生徒・保護者へのインタビューによると、X小・中への通学を決めた主な理由として、本稿で取り扱う自然体験学習のほか、小規模特認校の宣伝強化時に導入された英会話科や、児童・生徒数が多くない環境で学ばせたいからという声が聞かれた。

本稿では上述の通り、自然体験学習に着目する。その理由として、2012年度に小規模特認校制度の宣伝が強化されて以降、その「売り」として、先述の英会話科とともに自然体験学習が度々強調されているからである。そのため、自然体験学習に着目することによって、小規模特認校における教育課程経営の萌芽が確認できると考える。

2. 自然体験学習の概要

1) 学習内容とランドデザイン内の位置づけ

先述のように、X小・中では表1のように、1学期を中心に自然体験学習が行われている。各活動の事後学習や保護者・地域住民への発表も含めれば、さらに多くの活動が一年を通じて行われている。その中でも、最も大きな活動が登山学習である。X小では、3・4年生が日帰り、5・6年生が一泊二日で、B市内にある峠や山岳に登る。5・6年生は年度によってはX地区外にある山岳も扱うものの、X地区内にある山岳も扱っている。X中では、生徒全員で、X地区に所在する山岳の登頂を目指す。所要日数は一泊二日と、X小の登山と変わらないが、登頂にあたってさらに難度の高い山が選ばれており、X小よりも高度な内容となっている。そのほか、学校林を活用した学習や、X地区の自然をテーマにした講演会も行われている。これらの活動が評価され、後述のように2009年度から自然体験推進事業（当初は登山体験推進事業）の指定を受けているほか、2011年度にはユネスコスクールにも加盟しており、小規模特認校制度の宣伝の際やX小・中の自己評価書においても、指定校・加盟校であることがしばしば強調されている。

図4は、2018年度のX小・中の学校ランドデザインを、自然体験学習に関するものを中心に抽出して示したものである¹³。これを見ると、X小・中では学校経営の方針の一つとして、X地区の地域資源を用いた学びや郷土愛の育成が挙げられていることがわかる。さらに、学校経営を取り囲む要素のひとつに「地域環境」が挙げられており、その中で「X郷育プログラム」の説明がなされている。X小中ランドデザインによると、これは、「Xの歴史・文化・伝統・人物・自然などについて体験や交流を通して学ぶ学習である。小中9年間でXの良さを認識し、Xを語り、将来の夢を育み未来を拓く児童生徒を育成する」ものである。そして、X小・中の自然体験学習はその一環に位置づけられていることがわかる。

2) 協力団体の概要

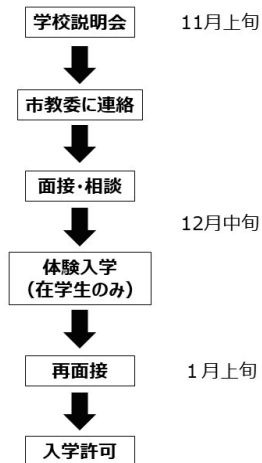


図3 X小・中転入学までの流れ

出典：B市教育委員会提供資料を基に筆者作成
2017年度のスケジュールに基づく

これらの自然体験学習は、地域住民・地域団体が関与していることが特徴である。特に積極的に関わっているのが、NPO法人

表1 X小・中の自然体験学習一覧

時期	内容	学年
4/21	学校林植樹作業 (親子作業)	小(5~6) 中
6/7	昆虫学習	小(1~2)
	森林学習 (X地区関連の講話)	小(3~6) 中
6/8	登山学習	小(3~4)
6/18	登山学習会(講演)	中
6/22	登山道清掃活動	中
6/23	開山祭参加	中
6/25	登山学習会(講演)	中
6/29~30	登山学習	小(5~6)
7/16~17	登山学習	中
11/21,30 12/3	間伐材を用いた 輪かんじき作り	中
1/11	アマゴ放流体験	中

出典：X小・中学校だよりを基に筆者作成
2018年度の学校だよりに基づく。筆者が自然体験学習と判断したものを記載しているため、実際はさらに多くの活動が自然体験学習とされている可能性がある。

Y（以下、団体Y）である。団体Yは1999年、X地区（当時はX村）内外を問わず、X地区や山岳に関心を持つ者であれば誰でも参加できる任意団体として設立された。設立当初から現在まで登山教室を実施しているほか、2002年に法人格を取得した後も、ガイド養成事業や山小屋・山岳博物館の管理などを通じて、自然保護や観光振興に取り組んでいる¹⁴。Yの代表であるZ氏によれば、Z氏自身はX地区出身・在住であるものの、現在の会員の多くはX地区外の出身者であり、X小・中の自然体験学習の際にも、授業のためにX地区まで通っているという。X

¹³ X小・中は学校ランドデザインを共同で作成している。

¹⁴ 団体Yホームページによる。

小・中の自己評価書においても、自然体験学習における団体 Y への謝意や関係構築の必要性が繰り返し記載されており、団体 Y は X 小・中の自然体験学習になくてはならない存在としてみなされていることがわかる。田村（2011）が提唱する教育課程経営モデル（カリキュラムマネジメント・モデル）に即して考えるならば、団体 Y は当該校の教育課程経営を下支えする、「家庭・地域社会等」の一つだと考えられる¹⁵。

3. 自然体験学習の展開過程

1) 「X 地区の子どものための」自然体験学習

本節の記述は、X 小・中で登山学習が開始された当初から外部講師として自然体験学習に関与している Z 氏へのインタビュー結果に基づく。

X 小・中では、それまでも断続的に自然体験学習がなされていた。しかし、X 中の全校登山が継続的に行われるようになったのは、1990 年頃の Z 氏の働きかけが契機である。それ以前から、Z 氏は登山を趣味としていたが、その過程で X 地区の住民は地区内の山岳に関心を持っていないと感じたという。そこで、Z 氏は「ふるさとである X 地区の山を X 地区に住む子どもたちに体験してほしい」という動機から、学校全体を通じた継続的な学習に取り組むようになった。すなわち、X 小・中の自然体験学習は当初、あくまでも「X 地区に居住する児童・生徒」のために開始されたものであるといえる。

開始以降しばらくは、Z 氏が個人として自然体験学習を指導

しており、この体制は Y 設立以降もしばらく変わらなかったという。しかし、2008 年頃から、Z 氏個人ではなく団体 Y として自然体験学習に取り組むようになった。そのため、自然体験学習に関与する外部講師も、必ずしも X 地区出身・在住の者に限らなくなった。そして、時を同じくして、「X 地区に居住する児童・生徒」のための目的に、「B 市の他校が参照すべき教育課程」「B 市の他地区に向けた X 地区のアピール」という目的が付与されていく。

2) 自然体験推進事業とユネスコスクール

X 小・中の自然体験学習が注目されるようになった契機の一つに、2009 年度の登山体験推進事業の指定と、2011 年度のユネスコスクール加盟が挙げられる。このうち、前者の登山体験推進事業は、翌年度に「自然体験推進事業」に名称変更し、調査時点に至るまで X 小・中は毎年指定を受けている。先述のように、X 小・中の自己評価書では指定校・加盟校であることに度々言及されているほか、小規模特認校制度の宣伝においても、ESD に取り組むユネスコスクール加盟校であることが強調されている。X 小・中の内部においても、また対外的にも、事業指定校・ユネスコスクール加盟校であることが重要視されているといえる。

当時の市教委担当者によると、自然体験推進事業の契機となったのは、2008 年度の学習指導要領改訂であるという。これを受けて B 市においても指導重点が検討され、その一つに道徳教育の充実が挙げられることとなった。そして、その一環として「体験を中心とした道徳」や「自然の中での教育」を推進するた

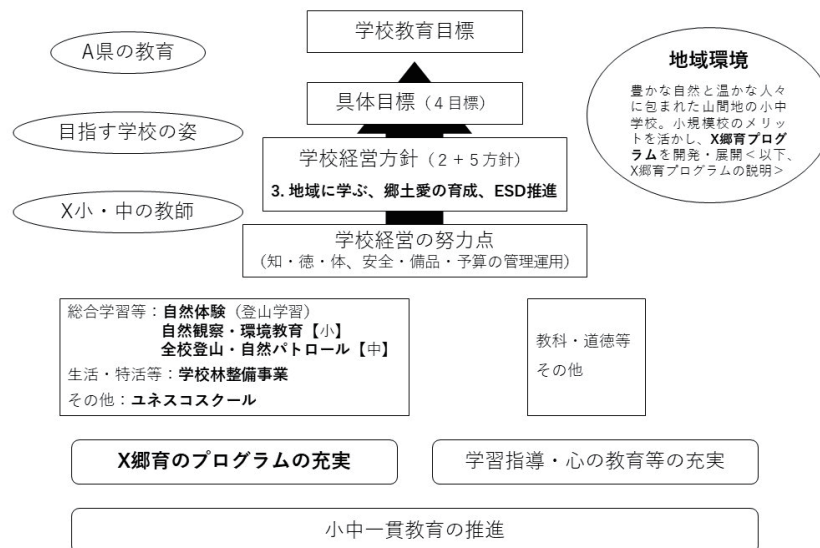


図4 X小・中グランドデザイン模式図

出典：X小学校だよりに記載の表を基に筆者作成

2018年度のグランドデザインに基づく。筆者が自然体験学習に関係すると判断したものを抽出・記載しているため、実際はさらに多くの項目が自然体験学習に関係する可能性がある。

¹⁵ 田村知子編著 2011『実践・カリキュラムマネジメント』ぎょうせい p7.

め、他校も参照すべき先行事例としてX小・中を事業指定したという。ここから、「X地区に居住する児童・生徒」のためにはじめられた自然体験学習は、X地区外の学校にも関係するものとして、正式に位置づけられたといえる。ただし、自然体験学習は他校でも行われており、X小・中以外にも指定校は存在する。X小・中が特筆される理由として、事業指定の契機の一つに「B市の他地区に向けたX地区のアピール」という目的も含まれているからである。先にも述べた通り、B市内の他地区とは対照的に、X地区は少子化が進行している。そのような状況においても、X小・中は独自の教育課程に取り組んでいることを、事業指定を通じてX地区外にもアピールしたいという意図があるという。

「X地区外へのアピール」という目的は、ユネスコスクール認定にも引き継がれている。前掲の担当者によると、認定の契機として、ユネスコスクールが推進するESDへの関心の高まりに加えて、B市の山岳をユネスコ世界自然遺産に登録するという動向、すなわち、「同じくユネスコ関連の事業であるユネスコスクール加盟によって、自然遺産登録にも弾みがつくのではないか」という意図も挙げられるという。そして、ESDにも合致する自然体験学習に取り組んでいたX小・中に対し、ユネスコスクール加盟を市教委が勧めたという。ここからも、X小・中の自然体験学習が、ユネスコ自然遺産登録という「X地区外へのアピール」の一環に位置づけられたことがわかる¹⁶。

3) 小規模特認校制度導入後の自然体験学習

以上のように、自然体験推進事業への指定やユネスコスクール認定に伴い、X小・中の自然体験学習に、X地区外にも向けられた目的が付与されていった。しかし、この時点では、X小・中の自然体験学習は、あくまでもX地区内の子どものみに向けられたものであった。自然体験推進事業に先立つ2004年度から、X小・中は小規模特認校制度を導入していたものの、宣伝が積極的になされていなかったこともあり、X小・中の児童・生徒のほとんどがX地区内に居住していたからである¹⁷。

しかし、2012年度の小規模特認校制度宣伝強化に伴い、自然体験学習の位置づけにも変化が生じる。すなわち、自然体験学習は「X地区に住む児童・生徒」に加えて、「X地区外から通学する児童・生徒」にも向けて行う必要性が生じるようになった。また、小規模特認校制度の宣伝に自然体験学習が上げられることにより、「X地区外に向けたアピール」としての教育課程という性格がさらに強まったと考えられる。

ここで、2013年度以降のX小・中の自己評価書を用いて、小規模特認校制度導入後の自然体験学習の教育課程経営を確認す

る。評価・改善の結果、前年度の教育課程に大きな変更が加わった箇所は二点ある。一点目は、X中の登山学習において、以前から課題として挙げられていた「主体的な登山」を達成するための解決策として、2015年度にトレーニングや事前学習を進めるための「実行委員会」が新たに設けられたことである。二点目は、同じくX中の自然体験学習の一環として、2018年度から学校林の間伐材を利用した輪かんじき作りとアマゴの放流体験をはじめたことである。しかし、裏を返せば、上記以外の大きな変更点は確認できない¹⁸。

しかし、X小・中の自然体験学習は、小規模特認校制度の宣伝において強調されていること、さらに、地区外に居住する児童・生徒の学校選択理由として挙げられていることを考慮に入れる必要がある。すなわち、小規模特認校制度の利用者は、制度の導入前から行っている自然体験学習を評価してX小・中への通学を選択しているといえる。これをX小・中側から見ると、通学先として選択されるためには、従来から行っている取組みの妨げにならないことを条件とした教育課程経営が求められる¹⁹。ここから、X小・中の自然体験学習における教育課程経営は、小規模特認校制度導入以前からの取組みの維持発展を目標とし、それを満たすための／満たした上での改善を目指すものであると判断できる。これは、小規模特認校における教育課程経営の萌芽を示唆していると考えられる。

おわりに

本稿では、小規模特認校であるX小・中の自然体験学習を事例に、小規模特認校における教育課程経営の萌芽について考察した。その結果、「ふるさとであるX地区の山をX地区に住む子どもたちに体験してほしい」という当初の目的が、自然体験推進事業への指定やユネスコスクール認定に伴って「他校が参照すべき教育課程」「X地区外に向けたアピール」としての性格も付与され、小規模特認校制度導入によってその性格がさらに強まったと考えられることが判明した。さらに、X小・中の宣伝や選択理由の一つとして、小規模特認校制度導入以前から続く自然体験学習が挙げられていることから、X小・中の自然体験学習の教育課程経営は、これまでの取組みの維持発展を目標とし、改善を加える場合も、単なる時流に合わせたキーワードを伴う新たな教育課程への刷新を掲げるのではなく、その実直な検証に基づいて、あくまでも以前から行っている取組みを損なわない形で行われていると考えられる。言い換えれば、小規模特認校では、これまでの教育課程を「売り」にする必要から、従来からの教育課程の検証と改善のサイクルを重視した教育課程経営が行

¹⁶ なお、最終的には、世界自然遺産ではなく、ユネスコが推進する別事業（ユネスコエコパーク）に認定された。

¹⁷ 山村留学事業が展開されていた時期には、山村留学生としてX小・中に通学する都市部出身の児童・生徒もいた。しかし、留学生が居住する施設はX地区内に所在し、通学も徒歩で行っていた。そのため、学校と生活の場が地理的に隔絶されている小規模特認校制度利用者の増加前に比べて、「X地区内／外の子ども」という意識は薄かったと予想される。

¹⁸ もちろん、自己評価書には記載されていない、細かな変更・改善は毎

年なされている。例えば、X小ホームページから自然体験推進事業に関する報告書を見ると、昼食のタイミングの反省や集団行動に関する課題など、次年度に改善すべき点が記載されている。しかし、これも裏を返せば、自己評価書に特記するほど大きな変更ではないと考えられる。

¹⁹ 2018年度から行われている輪かんじき作りやアマゴ放流体験も、最も大きな活動である登山学習が行われない秋～冬に実施されている。言い換えれば、教育課程の変更の際、従来から行われている登山学習を妨げない形にされたといえる。実行委員会の設立も、従来からの登山学習をブラッシュアップするためのものと考えられる。

われていることが予想される。もっとも、先述したように、X小・中でも小規模特認校の宣伝強化時に英会話科を推進するなど、時代に応じた教育課程の導入はみられる。しかし、久保(2015b)は小規模特認校制度の成功条件の一つとして、通学区域外に居住する児童・生徒や保護者を引きつける教育課程の創出は高度な課題であることから、これまでの取組みを基軸に、それを発展拡張させながら新しい取組みを付加することが望ましいと指摘する²⁰。X小・中の自然体験学習は、久保の指摘にかなうものであるともいえよう。

最後に、「X地区外に向けたアピール」という性格を付与されつつも、X小・中の自然体験学習はあくまでも「X小・中の児童・生徒」に向けたものであることを強調しておきたい。前掲のZ氏は小規模特認校制度導入後も、X地区在住の児童・生徒はもちろん、X地区外に居住する児童・生徒も含めて、X小・中に通学する子どもにはX地区のことを知ってもらいたいという姿勢で学習に臨んでいるという。様々な目的を考慮しつつも、田村(2011)が指摘するように、当該校に通学する子どもを起点とした教育課程経営が求められる²¹。

²⁰ 前掲註4)

²¹ 前掲註15) p.5より。